

平成 17 年 8 月 31 日

企業会計審議会 事務局 御中

全国銀行協会

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」に
対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【前文】

1. 「三. (2)財務報告に係る内部統制の評価及び報告」について

公開草案において、「重要性の乏しい勘定科目若しくは、重要性の乏しい子
会社や関連会社などは評価の対象とする必要はない。」との記載があるが、
当該箇所については、「重要性の乏しい勘定科目若しくは、関連会社や重要
性の乏しい子会社などは評価の対象とする必要はない。」というように、関
連会社を内部統制の評価の対象とすることは必須ではないことを明示する記
載に変更いただきたい。

（理由）

関連会社については、子会社と異なり実態的に関連会社の内部統制まで
影響を及ぼすことが困難なことが考えられる。また、米国の「企業改革法」
第 404 条においても、SEC が 2004 年 6 月 4 日に公表している「Management's
Report on Internal Control Over Financial Reporting and Certification
of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports Frequently Asked
Questions」の Question 2 にあるとおり、持分法適用会社を内部統制評価
の対象とすることを求めている。重要性の乏しい「子会社や関連会社」
とも文理上は解釈可能であるため、関連会社を内部統制の評価対象とする
ことは必須でないことを明確にすることが適当である。

2. 「三.(3)財務報告に係る内部統制の監査」について

「企業改革法」に従って内部統制監査を実施している米国SEC登録企業に関しては、当該監査結果をもって本邦における財務報告に係る内部統制の監査に代替することを可能とするよう検討していただきたい。

3. 「三.(4)公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮」について

内部統制に係る監査人による検証の水準については、財務諸表監査と同一監査人が内部統制の検証を行うこと、また「レビュー(消極的保証)」が採用されている国もあることから、あえて内部統制に係る保証業務の水準を財務諸表監査と同一にする必要はなく、検証業務の負担軽減のために「レビュー」とすることも可能であると考えます。

4. 「三.(4) トップダウン型のリスク・アプローチの活用」について

「財務報告に係る重大な虚偽の表示につながるリスク」における「重大な虚偽」については、その水準などの考え方について実務指針などで整理していただきたい。

5. 「四.(1)準備期間の確保」について

本件の制度化にあたっては、公開草案においても記載されているとおり、本基準の設定以降、経過措置などの検討を含む十分な準備期間が確保されることが必須であると考えます。

また、制度化の時期や今後の検討予定などのスケジュールについては、早期に提示されることを要望する。

(理由)

内部統制の評価及び監査の準備にあたっては、以下の手順が考えられる。

プロジェクト(各企業にとっては一大プロジェクトの位置づけ)の
編成・企画

該当企業の現状分析及び評価対象のプロセスの特定

特定したプロセス・リスク等の文書化

整備状況のテスト、不備事項の改善

このうち、特に は、米国「企業改革法」に準拠した企業の経験値によれば、相当の準備期間が必要と考えられている。このため、公開草案にも記載されているが、準備期間には、相応の時間を確保することが必須であること。

6. 「四. (2)実務指針の整備等」について

内部統制を先んじて実践している米国との対比で、本邦においても法制化に向けての整備が今後進められるものと考え、実務へのブレイクダウンは極めて重要な事項であるため実務指針などの策定は不可欠であると考え。

今回設定される基準にもとづいて各企業が独自に内部統制を整備・運用するという考え方もあるが、整備・運用における最低の目線が設定されない場合、各企業は、内部統制を自己評価する以前の体制整備の段階で迷うこととなると思われる。

また、米国での制度化に際し、監査費用増加などの企業負担が増大した実情も踏まえ、監査人の監査が過度に綿密または保守的にならないよう、体制整備・評価の主体となる経営者向けの実務指針などとあわせ、内部統制評価報告書を検証する監査人の実務指針などの整備が必須であると考え。

なお、実務指針などの策定にあたっては、以下の点について留意されるべきである。

本公開草案はリスク・アプローチの手法を導入している点など、実務的に先行する米国での状況を十分に考慮に入れた内容となっている。実務指針などの策定にあたってはこの考え方を十分に踏襲し、米国基準（PCAOB 監査基準）を模倣することのないようお願いしたい。実際の企業の対応を決めるうえで、実務指針などの果たす役割は重要なものになると考えられる。このため、実務指針などの策定に当たっては、本公開草案と同様に、経緯を外部に広く公開しながら検討を進めていただきたい。

上記の観点からすれば、実務指針などを検討する機関としては、企業会計審議会が相応しいものと考えられるが、企業会計審議会以外の機関で検討する場合であっても、経緯を外部に広く公開しながら、検討を進めることが必須であると考え。

また、実務指針の整備にあたっては、特に、以下の点が盛り込まれることを要望する。

企業等における実務負担や体制整備のためのコストの増大を回避するため、内部統制の整備状況の確認や改善の実施に活用できる具体的かつ豊富な事例。

新興企業等が内部統制の整備への対応により、ダイナミックな成長を妨げられることがないよう企業規模等への配慮。また、異なる企業文化や業態の企業をM & Aにより買収したケース等、内部統制システム

の見直しや再構築を実施する企業に配慮し、一定の準備期間を確保できる旨の明確化。

内部統制報告書の書式。

【 財務報告に係る内部統制の評価及び報告】

7. 「1.(1) (財務報告の範囲) について

「株主の状況」等の所謂「非財務情報」について「財務報告」の範囲に含める場合には、その対象範囲は実務指針等において明記いただきたい。

8. 「2.(2) 評価の範囲の決定」について

(注)において、金額的影響、質的影響の「いずれかの重要性に該当する場合には、内部統制の評価の範囲に含める」との記載があるが、評価範囲の決定に当たっては、金額的影響と質的影響の双方の重要性を総合的に判断できるような表現とし、実務指針において具体的な内容について記載いただきたい。

また、「重要性」の判断基準についても、考え方を整理していただきたい。

(理由)

金額的影響の重要性がある勘定科目であっても、異動が少なく、取得・処分の方法等が確立されている場合、その勘定科目における財務報告に係るリスクは小さいと判断することが可能である場合があること。

金額的影響の重要性と質的影響の重要性は、それらを総合的に判断することが重要であり、いずれかに該当した場合は対象範囲に含めるという形式的な判断は合理的ではないこと。

米国基準においても同様の表現が PCAOB 監査基準書第 2 号第 66 項に記載されていたため、外部監査人が過度に保守的になり、結果として会社が過度の負担を強いられたという経緯があること。

9. 「3.(5) 内部統制の重要な欠陥の是正」について

「(注) 期末日後に実施した是正措置については、内部統制報告書に付記事項として記載する。」との記載があるが、重要な欠陥に対する是正措置のみを付記事項とすることを明確化するため、「(注) 期末日後に実施した重要な欠陥に対する是正措置については、内部統制報告書に付記事項として記載する。」と変更していただきたい。

10. 「 3 . (5)内部統制の重要な欠陥の是正 」について

内部統制の不備に関連する表現の明確化が図られるべきである。

(理由)

本公開草案では、「内部統制の不備」を「重要な欠陥」と「不備」の2つに区分するとしている。(前文 三 . (4))しかし、 . 3 . (5)では、「内部統制の不備及び重要な欠陥」との記載になっており、また、 . 3 . (5)では「重要な欠陥」と「内部統制の不備」とに区分しているなど、表現を明確化し整合性を確保することが必要と考える。

11. 「 4 . (6)財務報告に係る内部統制の報告における付記事項 」について

財務報告に係る内部統制の有効性評価に重要な影響を及ぼす後発事象については付記事項として開示することが必要とされているが、これについては実務指針等において例示することを検討していただきたい。

【 . 財務報告に係る内部統制の監査 】

12. 「 3 . (1)監査計画の策定 」

企業におけるモニタリングの水準が高いと評価される場合には、監査人が企業の実施する内部監査を利用する範囲及び程度を高めることを促すような仕組みについて検討していただきたい。

以 上